

5

中央会月刊誌



中小企業かごしま

2020 第779号

■ 特集:令和2年度中央会事業のご案内
新型コロナウイルス感染症に関する支援策について



『高崎つつじヶ丘公園』

中央会 共済制度をご活用ください！

中央会では、中小企業の経営者や従業員の福祉向上のための各種共済制度を実施しております。

経営者・役員・従業員とそのご家族の安心の保障を準備するために中央会の共済制度をご活用ください。

従業員のための
退職金準備に

特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備ができる共済制度です。

業務上の災害の備えに

業務災害補償保険

事業活動にかかる
従業員さまの労災事故などのリスクを
カバーする保険です。

経営者・従業員のための
万一の保障

団体扱生命保険

★オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために
★パートナーズプラン
役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



団体扱※(月払)の場合、
一般扱(口座振替扱月払等)で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります！

病気やケガで働けなく
なったときのために

所得補償保険

病気やケガによる
入院・自宅療養により
働けなくなった場合に、
サポートする保険です。

組合と共に明日を拓く中央会



鹿児島県中小企業団体中央会

(総務企画課)

TEL : 099-222-9258 FAX : 099-225-2904

※団体扱とは、鹿児島県中小企業団体中央会が団体扱としてお申込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して各保険会社へ払い込む取り扱いのことです。一部対象とならない商品・契約がありますので、詳細はお問い合わせください。

CONTENTS

特集 令和2年度中央会事業のご案内	2
新型コロナウイルス感染症に関する支援策について	4
教えてぐりぶー!組合運営	10
● 第67回「書面決議があった場合の理事会議事録の作成」について	
業界情報	12
令和2年3月 情報連絡員報告	
倒産概況	15
令和2年4月 鹿児島県内企業倒産概況	
中央会関連主要行事予定	16



SHIROYAMA HOTEL
kagoshima

〒890-8586 鹿児島市新照院町 41-1
予約センター 0570-07-4680
9:00~18:00
公式HP/
www.shiroyama-g.co.jp



幸せを、かさねていける場所





その印刷に高付加価値を。

● ● ● ● ●

 **IMPACT.P** の **EASTASAHI**
PRINTING COMPANY

〒891-0122 鹿児島市南栄3丁目30-7
TEL.099-266-5522 FAX.099-266-5523 <http://eastasahi.com>

中央会では、「組合と共に明日を拓く中央会」の理念のもと、組合等の組織化促進に加え、組合や組合員企業における様々な課題の解決に向けた支援を行っています。新規事業や地域資源の振興、IT化推進等の取り組みや活気あるまちづくり、小企業者の経営基盤強化、後継者の育成など、組合・組合員企業のニーズにお応えします。

加えて、ものづくり補助金の地域事務局、認定経営革新等支援機関として、中小企業に対して専門性の高い支援も行います。中央会事業をぜひご活用ください。

※6月8日に開催される通常総会で可決された場合の事業内容です。

1. 中小企業の課題に、 組合設立という解決策を!

中小企業が抱える様々な課題に対し、組合設立によって解決するための支援をいたします。組合制度の説明から認可行政庁との調整、認可申請書類の作成支援等、設立に関するお手伝いをします。令和元年度は、事業協同組合7組合、企業組合1組合の設立を支援しました。

2. 組合の運営を支援します!

対象 組合・組合員企業

補助率 研究会等にかかる総事業費の2/3を
中央会が補助

新たな共同事業をお考えの組合を支援します
(事業名:新規事業)

【過去の事例】

パン製造業者で組織する組合を対象に、HACCPの考え方を取り入れた適切な衛生管理計画の作成・実施について研究会を実施しました。

【実施の成果】

継続的に食品安全衛生の向上を図っていく足掛かりを得られました。

地域の資源を活用した新事業創出、研究開発、マーケティング等をお考えの組合・組合員を支援します(事業名:地域資源振興)

【過去の事例】

漬物製造業者で組織する組合を対象に、県産野菜について研究会を開催しました。

【実施の成果】

桜島大根をはじめとする高機能野菜について理解を深め、健康につながる商品開発の可能性を模索する機会となりました。

情報化に際してネットワークの構築・データベースの整備及びセキュリティ等についてお考えの組合・組合員を支援します(事業名:情報関連)

【過去の事例】

クラウドツールの有効活用をテーマにセミナーを行いました。

【実施の成果】

クラウドツール導入による業務効率化等によって、働きやすい職場環境の実現が可能などを理解いただきました。

事業再構築に取り組む組合・組合員を支援します(事業名:事業再構築支援)

【過去の事例】

工業団地組合の組合員を対象に、組合制度の概要と先進事例を学び、今後の組合のあり方について検討する研究会を開催しました。

【実施の成果】

現状を正しく把握するとともに、中長期的な組合ビジョンを策定する重要性について認識しました。

経営強化・組合運営改善を図りたい組合・組合員を支援します(事業名:経営強化・運営改善)

【過去の事例】

食品製造業、防水工事業等の各組合の組合員を対象に、「働き方改革」をテーマとして研究会を開催しました。

【実施の成果】

現状の職場環境の課題を再考し、働き方改革を行うにあたっての対策や支援策の活用を検討しました。

組合間の連携により、課題解決を図りたい組合・組合員を支援します(事業名:組合間連携支援)

【過去の事例】

県下の7団地組合を対象に、「団地組合の新たな挑戦」をテーマとして研究会を実施しました。

【実施の成果】

全国の団地組合の現状及び先進事例を知ることで、今後の活路を見出す機会となった様子で、活発に意見交換が行われました。

活気あるまちづくりや、商業・サービス業の事業活性化に取り組みたい組合・組合員を支援します(事業名:商業・サービス支援)

【過去の事例】

中古自動車販売業者で組織する組合を対象に、事業承継についての研究会を開催しました。

【実施の成果】

円滑に事業承継を進めるには、後継者をはやめに決定し、自社株の整理や経営課題解決等を行いながら、経営計画を策定していくことの重要性を知る機会となりました。

小企業者で構成する組合を対象に、組合運営や組合員の経営向上のための支援を行います(事業名:小企業者組織化特別講習会)

【過去の事例】

畠製造業の小企業者を対象に、業績アップについて講習会を開催しました。

【実施の成果】

全国的な古民家再生の動きや外国人観光客からの畠人気の高さをとらえ、国内外に畠の魅力を発信することの重要性等について学びました。

業界の将来を担う後継者の育成をお考えの組合・組合員を支援します(事業名:組合等運営活性化支援事業)

【過去の事例】

林業・木材産業の組合等の青年部を対象に、先進企業の現地視察実施を支援しました。

【実施の成果】

経験に裏付けられた話を聞くことで、業界の活性化につなげるヒントを得ることができました。

3. 外国人技能実習生受入事業の適正化を図ります!

対 象 外国人技能実習生受入事業を実施する組合・組合員企業

外国人技能実習生受入事業を円滑に運営するための支援を行います(事業名:外国人技能実習制度適正化事業)

【過去の事例】

監理団体に対し、外国人技能実習生の失踪・犯罪防止対策についての講習会を開催しました。

【実施の成果】

事業の発生傾向や警察の各種施策について学び、定期的なケアをはじめとする指導監督体制の構築について示唆を得たようでした。

4. 諸制度改革に伴う専門家派遣等を支援します!

諸制度改革等によって生じる中小企業の課題等への対応を支援します(事業名:諸制度改革に伴う専門家派遣事業)

諸制度改革等によって生じる中小企業の課題等への適正な対応に向け、情報提供、研修会の開催、専門家の派遣等を行います。

5. 中小企業・小規模事業者の取引力強化を支援します!

対 象 小規模事業者組合*

中小企業・小規模事業者が連携し、共同事業の活性化や受注促進等の取引力を強化するための支援をします(事業名:取引力強化推進事業)

【過去の事例】

室内装飾事業者で組織する小規模事業者組合を対象に、組合活動及び組合員企業の情報発信を目的としたパンフレットを作成しました。

【実施の成果】

業界組織としての活動状況を広くPRしたことで、新たな受注機会の確保が期待されます。

* 小規模事業者組合とは

- ① 事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの
- ② 企業組合
- ③ 協業組合、事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会の構成員比率に関しては中央会ホームページに掲載の公募要領をご確認ください。

これらの支援事業は、対象となる条件、経費負担の割合、補助金額の上限等がそれぞれ異なります。また、この他にも国・県、全国中小企業団体中央会等が公募する補助事業がありますので、お気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】 鹿児島県中小企業団体中央会 TEL 099-222-9258



4月30日、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急経済対策を盛り込んだ総額25兆6,914億円の今年度第一次補正予算案が成立しました。そこで、中小企業・小規模事業者に関する施策について概要を掲載します。

1. 持続化給付金

申請期間 : 令和2年5月1日から令和3年1月15日まで

申請方法 : 持続化給付金の申請用HP(<https://jizokuka-kyufu.jp>)
からの電子申請が原則

【動画】持続化給付金に関するお知らせ」より

持続化給付金
に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、
事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、
ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下
である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。
※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570
[IP電話専用回線] 03-6831-0613
受付時間 8:30~19:00 5月・6月（毎日）7月から12月（土曜日を除く日から金曜日）

注意 「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい



組合も受給対象になっているぶ～

給付額について

2019年の総売上 1200万で、
月別の売上が下記の法人の場合

	1月	2月	3月
2019年	100万	100万	150万
2020年	90万	80万	70万
前年同月比	約10%減	約20%減	約53%減

1200万 - 840万(70万×12か月) = 360万
最大 200万円の給付が受けられます。

※持続化給付金の給付額の算定に当たっては、これまで10万円未満の金額を切り捨てていましたが、5月9日以降、1円未満の金額を切り捨てて給付されることになりました。既に振込が完了した方々についても、切り捨てられた金額が追加で給付されます。

**2020年1月～2020年12月のうち、
2019年の同月比で売上が50%以上減少した
ひと月について、
事業者の方に選択いただきます。**

実際の対象について

資本金10億円以上の大企業を除き、
中堅企業
中小企業
小規模事業者
フリーランスを含む個人事業者

主給の対象について

医療法人
農業法人
NPO法人
社会福祉法人
など、
会社以外の法人についても幅広く対象となります。

- ・経済産業省 持続化給付金(5月9日) <https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>
- ・「持続化給付金」事務局ホームページ <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>
- ・【動画】持続化給付金に関するお知らせ
 - 基本情報編(4月15日) <https://youtu.be/r2h035U4lcl>
 - 申請方法編(4月27日) <https://youtu.be/AlIkUy3FAnU>



持続化給付金の申請方法

持続化給付金の申請手順

1

持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金

検索



スマートフォンでも
できる！

2

申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力 [仮登録]

3

入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、
[本登録]へ

4

ID・パスワードを入力すると[マイページ]が作成されます

- 基本情報
- 売上額
- 口座情報
- を入力

法人・個人の基本
事項と、ご連絡先

入力すると、
申請金額を
自動計算！

【通帳の写し】を
アップロード！

5

必要書類を添付

- 2019年の確定申告書類の控え
- 売上減少となった月の売上台帳の写し
- 身分証明書の写し(個人事業者の場合)

※スマートフォンなどの写真画像でもOK(できるだけきれいに撮ってください！)

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認
※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

※迅速に給付を行うため、電子申請で受け付けます。ただし、必要に応じ、感染症対策を講じた上で、完全予約制の申請支援(必要情報の入力等)を行う窓口が順次設置されます。

※申請にあたり、GビズIDを取得する必要はありません。

①2019年(法人は前事業年度)確定申告書

法人



個人



④(個人事業者)身分証明書写し



②該当月の売り上げ台帳写し



③通帳写し



※詳細は申請要領等を必ず御確認下さい。

代替書類が認められる場合があります。

2. 雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するため、4月1日～6月30日の緊急対応期間中は、全国で、全ての業種の事業主を対象に、雇用調整助成金の特例措置を実施しています。

(事業主の方へ)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を拡充します

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい。～

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで(緊急対応期間)の休業等に適用されます。

助成内容のポイント	中小企業	大企業
①休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の 賃金相当額の助成(※1、2)		助成率
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	4/5	2/3
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で、かつ、 解雇等をしていないなど上乗せの要件(※3、4)を満たす事業主	9/10	3/4
②教育訓練を実施したときの加算		加算額
教育訓練が必要な被保険者の方に、 教育訓練(自宅でインターネット等を用いた教育訓練含む)を実施※5	2,400円	1,800円
③支給限度日数		限度日数
通常時		1年間で100日
緊急対応期間		上記限度日数とは別枠で利用可能
④雇用保険被保険者でない方		助成率
雇用保険被保険者でない方を休業させる場合		上記①の助成率と同じ

*1 対象労働者1人1日当たり8,330円が上限です。(令和2年3月1日現在)

*2 助成率は、前年度の雇用保険の被保険料の算定期間とする賃金総額等から算定される平均賃金額に

休業手当支払率(休業の場合は50%以上、教育訓練の場合は100%)を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。

*3 P2の「助成内容と対象の概要をまとめ」の②を参照ください。

*4 出向は当該助成率は適用されません。

*5 雇用保険被保険者のみが対象となります。

* 風俗営業等関係事業主への支給も可能とします。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL020410企1

※申請書類が簡素化されましたので、ぜひご活用ください。

- ・記載事項を約5割削減
- ・記載事項の大幅な簡略化
- ・添付書類の削減
- ・既存書類での提出可能
- ・計画届は事後提出可能

※以下の要件を満たし、解雇等しなかった事業主に助成率の上乗せがあります。

【中小企業:4/5から9/10へ】

【大企業:2/3から3/4へ】

ア 1月24日から賃金締切期間の末日までの間に事業所労働者の解雇等をしていないこと

イ 賃金締切期間の末日における事業所労働者数が、比較期間の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること

鹿児島労働局職業対策課

099-219-8713

※5月1日、関係省令が交付され、本年4月8日以降の休業等に遡及して適用されることとなりました。

1. 中小企業が都道府県知事からの休業要請を受ける等、一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に100%とします。 ※教育訓練を行わせた場合も同様
2. 生産指標の比較対象となる月の要件を緩和し、最近1か月間の生産指標と前年同月の生産指標を比較することが適切でない場合は、前々年同月との比較や、前年同月から12か月のうち適切な1か月との比較が可能となりました。

・厚生労働省 雇用調整助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

・雇用調整助成金の特例措置を実施します(5月1日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11128.html

・【動画】雇用調整助成金の特例措置の拡大について(4月13日)

https://www.youtube.com/watch?v=Llp_jfNJtPU

3. 納税猶予

新型コロナウイルス感染症の社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられることになりました。

財務省・国税庁

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、**国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。**

○現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- 一時の納税により、事業の継続・生活維持が困難なおそれがある。
- 納税について誠実な意思。 - 納期限から 6か月以内に申請がある。
- 猶予を受けようとする国税以外に滞納がない。

(注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。
2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○現行の猶予が認められる…

- 原則として 1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年 8.9%→軽減後 年 1.6%※）。

※令和2年中ににおける延滞税の利率 申請による換算の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね 2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

延滞税なし
1年間猶予
無担保

特 例 猶 予 の 要 件

- 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。
 - ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
 - ② 一時に納税することが困難であること。
- 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する国税が対象です。
対象となる国税であれば、既に納期限が過ぎている未納の国税（猶予中のものも含みます。）についても、遡って特例を適用することができます（法律の施行から2か月間（令和2年6月30日まで）に限ります。）。

(注) 収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

納税の猶予の特例 新型コロナ税特法第3条

※法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象となります。

※標準的な税の納付期限

- ・法人税
事業年度終了から2ヶ月以内（3月末決算であれば5月末）
- ・消費税
事業年度終了から2ヶ月以内（同上）※個人事業者は3月末（2020年は4月16日）
- ・申告所得税
3月15日（※2020年は4月16日以降も柔軟に申告を受付）
- ・固定資産税
4~6月で自治体が定める日（第1期分）

※地方税についても、猶予制度が認められることがあります。具体的なご相談は、お住いの市区町村にお問い合わせください。

国税局猶予相談センター

熊本国税局
096-206-9996

- ・国税庁 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm
- ・【動画】「自宅のExcelでできる特例猶予の申請書の作成方法」(4月30日)
<https://youtu.be/jqsg8-KnBm0>

一定の条件により、厚生年金保険料等の猶予制度もあるぶ～

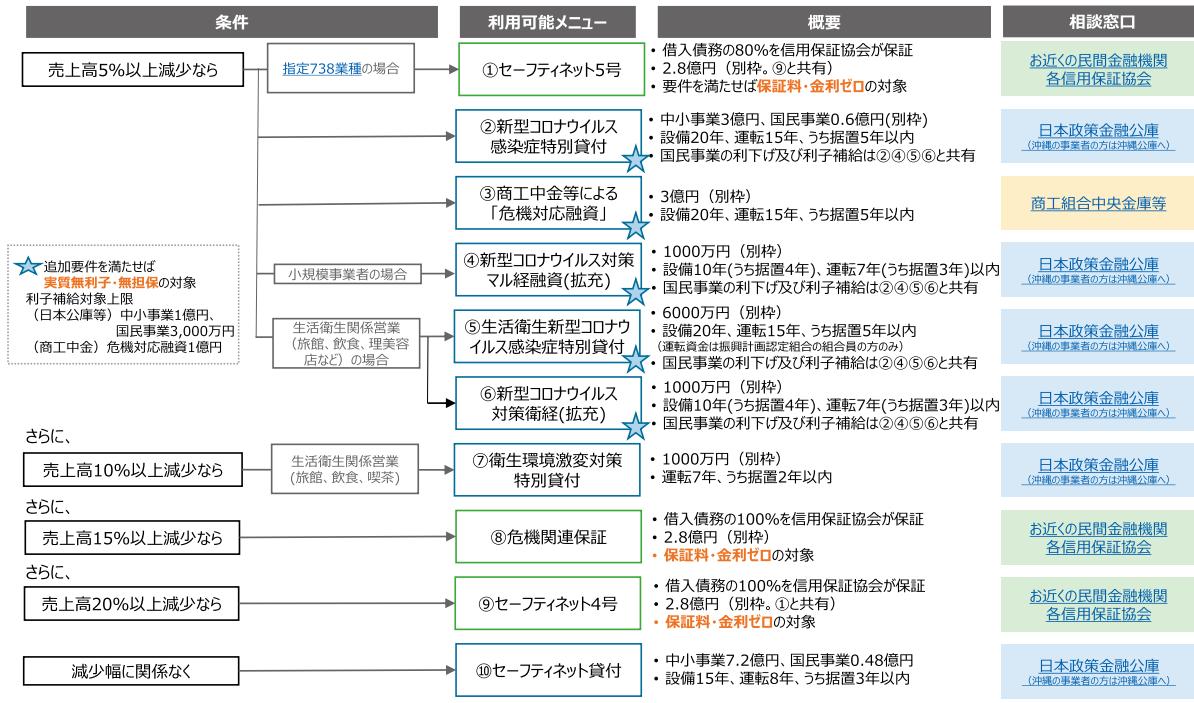
7

4. 資金繰り支援

政府系金融機関による融資・保証のメニュー一覧です。こちらをご確認いただき、該当のメニューを支援パンフレット及び以下の「資金繰り支援の内容」にてご確認ください。

資金繰り支援内容一覧表 (4/14時点)

※この資料は資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度の一覧形式でまとめたものです。
ご自身が使えそうなメニューが分かれましたら、詳しい情報を支援策パンフレットでご確認ください。



※沖縄振興開発金融公庫で利用可能な支援内容(別途)を下記をご覧ください。

売上高要件の考え方

<創業1年1か月以上>

【公庫(青枠)】最近1ヶ月の売上高と、前年または前々年の四期比較。
【信用保証協会(緑枠)】最近1ヶ月の売上高と、前年同月を比較 +その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と前年同期を比較

<創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているベンチャー・スタートアップなど(後者は公庫のみ)>

(1) ~ (3) のいずれかで比較。

【公庫(青枠)】

(1) 最近1か月の売上高と過去3か月(最近1ヶ月を含む)の平均売上高の比較
(2) 最近1か月の売上高と令和元年12月の売上高の比較
(3) 最近1か月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較

【信用保証協会(緑枠)】

(1) 前年に同じ。
(2) 左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年12月の売上高の3倍比較
(3) 左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年10~12月の3ヶ月を比較



民間金融機関での実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資が開始しました。

対象要件: 以下の売上減少の要件を満たし、セーフティネット保証4号・5号※、危機関連保証いづれかの認定を受けていること

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主(事業性のあるフリーランス含む、小規模のみ)	保証料・金利ゼロ	
小・中規模事業者(上記除く)	保証料1/2	保証料・金利ゼロ

融資上限額: 運転設備資金3,000万円

補助期間: 保証料は全融資期間、利子補給は当初3年間
※この制度と連動して鹿児島県「新型コロナウイルス緊急経営対策資金」により、3,000万円を超える分で4,000万円までについては保証料及び利子は県が補助します。

<鹿児島県の相談窓口>

鹿児島県信用保証協会	099-223-0271	
日本政策金融公庫	鹿児島支店	中小企業事業 099-223-2221
	鹿児島支店	国民生活事業 099-224-1241
	鹿屋支店	国民生活事業 0994-42-5141
	川内支店	国民生活事業 0996-20-2191
商工組合中央金庫	鹿児島支店	099-223-4101

取扱金融機関

鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島医師信用組合、奄美信用組合、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、宮崎銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行(県内営業店に限る)、商工組合中央金庫鹿児島支店

・支援策パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」(5月8日)
<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

・経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 相談窓口一覧(4月24日)
https://www.meti.go.jp/covid-19/sodan_madoguchi.html

・経済産業省 民間金融機関において実質無利子・無担保融資(5月1日)
<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200501008/20200501008.html>

・鹿児島県(緊急対策第2弾)新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金(5月7日)
<http://www.pref.kagoshima.jp/af02/sangyorodo/syoko/yushi/saishin/singatakoronavirusukikikanrenhosyou.html>

商工中金は、幅広いサービスで 中小企業と地域の未来を支えます。



商工中金は、国とともに、中小企業をサポートする公的金融機関です。お客様とともに、地域活性化に全国で取り組んでいます。

鹿児島支店 099(223)4101

〒892-0847 鹿児島市西千石町 17-24

www.shokochukin.co.jp/



個人のお客さま向けの定期預金です。

高めの金利設定 (当金庫内比較)

固定金利の半年複利 (元本保証)

1年、2年、3年から期間が選べる

安心、確実、お得に増やす

定期預金 マイハーベスト



商工中金

第67回「書面議決があった場合の理事会議事録の作成」について

新型コロナウイルス感染防止のため、理事会には「一部」の理事のみが実際に出席し、残りの理事は書面で議決権を行使しました。議事録を作成する際、書面出席をした理事の署名（記名押印）も必要でしょうか。



はい！お答えします！



中小企業等協同組合法第36条の7の規定により、理事会議事録には出席理事等の「署名」又は「記名押印」が必要です。

なお、議事録は議事内容等を明らかにするために作成することから、本人出席者はもちろん、書面議決を行った理事等も議事録に署名（記名押印）すべきと考えられます。



ありがとう 地域に感謝！

“郷土のくらしを見つめる”



奄美信用組合

理事長 手島 博久



奄美市名瀬幸町6番5号 TEL 0997-52-711
<http://www.amamishinkumi.co.jp>



～65歳超雇用推進助成金のご案内～



65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入いずれかの措置を実施する事業主の皆様を助成します。

■ 主な支給要件

- 労働協約または就業規則で定めている定年年齢等を、過去最高を上回る年齢に引上げること
- 定年の引上げ等の実施に対して、専門家へ委託費等の経費の支出があること。また、改正後の就業規則を労働基準監督署へ届け出ること
- 1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること
- 高齢者雇用推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置^(※1)の実施

■ 支給額

- 定年の引上げ等の措置の内容、60歳以上の対象被保険者数、定年等の引上げ年数に応じて5万円から160万円(ただし1事業主あたり(企業単位)1回限り)

高齢者雇用管理に関する措置^(※1)とは

(a)職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等、(b)作業施設・方法の改善、(c)健康管理、安全衛生の配慮、(d)職域の拡大、(e)知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進(f)賃金体系の見直し、(g)勤務時間制度の弾力化のいずれか

実施した制度 対象被保険者	65歳への定年引上げ		66歳以上の定年引上げ		定年の廃止	66～69歳の継続雇用への引上げ		70歳以上の継続雇用への引上げ	
	引上げた年齢 5歳未満	5歳	5歳未満	5歳以上		4歳未満	4歳	5歳未満	5歳以上
1～2人	10万円	15万円	15万円	20万円	20万円	5万円	10万円	10万円	15万円
3～9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円	15万円	60万円	20万円	80万円
10人以上	30万円	150万円	35万円	160万円	160万円	20万円	80万円	25万円	100万円

高齢者評価制度等雇用管理改善コース

高齢者の雇用管理制度を整備するための措置(高齢者雇用管理整備措置)を実施した事業主の皆様を助成します。

■ 措置の内容

- ①高齢者の能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直しもしくは導入
- ②法定の健康診断以外の健康管理制度(人間ドックまたは生活習慣病予防検診)の導入
(注1)措置は、55歳以上の高齢者を対象として労働協約または就業規則に規定し、1人以上の支給対象被保険者に実施・適用することが必要。

■ 支給額

支給対象経費^(注2)の60%^(75%)、ただし中小企業事業主以外は45%^(60%)

(注2)措置の実施に必要な専門家への委託費、コンサルタントとの相談経費、措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費(経費の額に問わらず、初回の申請に限り50万円の費用を要したものです)。

【】内は生産性要件^(※2)を満たす場合】

高齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主の皆様を助成します。

■ 申請の流れ

- ①高齢者雇用推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置^(※1)を実施し、無期雇用転換制度を整備
- ②転換計画の作成、機構への計画申請
- ③転換の実施後6ヶ月分の賃金を支給
- ④機構への支給申請

■ 支給額

- 対象労働者1人につき48万円
(中小企業事業主以外は38万円)
- 生産性要件^(※2)を満たす場合には対象労働者1人につき60万円
(中小企業事業主以外は48万円)

生産性要件^(※2)とは、『助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年度前に比べて6%以上伸びていること(生産性要件の算定対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないこと)』が要件です。(企業の場合)

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産貸借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

雇用保険適用事業主であれば、個人事業主も活用できます

65歳超雇用推進助成金相談会

2020年 6/24(水)
13:30～15:30 ポリテクセンター鹿児島
視聴覚棟2F 大研修室

※お申込はHPをご確認下さい。

問い合わせ先



独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
鹿児島支部高齢・障害者業務課

定員
30名

ABILYMPICS KAGOSHIMA

第43回 鹿児島県

障害者技能競技大会



アビリンピック鹿児島県大会

2020 SUN 07.19



HPはこちら

会場 ポリテクセンター鹿児島

TEL:099-813-0132

JEED鹿児島



※状況により開催中止もしくは延期となる可能性がございます。詳しくは公式HPにてご確認をお願い致します。

業界情報

(令和2年3月)

令和2年3月期における鹿児島県内45組合(傘下組合員数4,160社)の景況は次のとおり。

【前月比】

ほぼ全ての指標が悪化し、特に「資金繰り」は13ポイントも悪化した。また、「業界の景況」、「売上高」、「収益状況」は前月より更に深刻化している。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けていない業界は一部(茶製造業、造園業、建設業等)に限られている。

かつてない社会不安及び経済活動の停滞が、中小企業を直撃している。

【DI値 前月比】

	前月	今月	比較結果
	令和2年2月	令和2年3月	
業界の景況	-21	-27	⬇️
売上高	-20	-24	⬇️
在庫数量	-9	-8	➡️
販売価格	-2	-3	⬇️
取引条件	-9	-12	⬇️
収益状況	-14	-23	⬇️
資金繰り	-6	-19	⬇️
設備操業度	-5	-7	⬇️
雇用人員	-7	-8	⬇️

* 比較結果(数値の範囲) = +10以上 = +5~+9 = 0~+4 = -1~-9 = -9以下

DI値とは、前月又は前年同月から「好転・増加」したとする回答数から「悪化・減少」したとする回答数を差し引いた値です。

【前年同月比】

ほぼ全ての指標が悪化し、5つの指標で10ポイント以上悪化した。

世界規模で進行する新型コロナウイルスの影響がどこまで波及するか見通せない中、今後の企業経営の舵取り、業界の先行きを危惧する声が多く寄せられた。

【DI値 前年同月比】

	前年	今月	比較結果
	平成31年3月	令和2年3月	
業界の景況	-12	-27	⬇️
売上高	-12	-24	⬇️
在庫数量	-6	-8	⬇️
販売価格	-1	-3	⬇️
取引条件	-2	-12	⬇️
収益状況	-13	-23	⬇️
資金繰り	-9	-19	⬇️
設備操業度	-6	-7	⬇️
雇用人員	-10	-8	➡️

製造業

【食料品(味噌醤油製造業)】

新型コロナウイルス感染症の影響が如実に表れだしました。特に食堂やレストラン等の業務筋の売上が大きく落ち込み、この先の見通しが立たない状況である。量販店や一般小売りに目立った落ち込みはないものの、業務関係を補うほどの需要にはなっていない。新型コロナウイルスの終息なしには業績の回復は覚束ない。

【食料品(酒類製造業)】

(令和2年3月分データ) (単位kℓ・%)

区分	H31.3	R2.3	前年同月比
製成数量	11,541.2	9,021.4	78.2%
移出 数量	県内課税	3,600.1	3,130.2
	県外課税	5,230.4	4,991.2
	県外未納	2,686.5	2,145.0
在庫数量	233,375.9	224,202.6	96.1%

【食料品(漬物製造業)】

新型コロナウイルスによる損失が甚大。土産品、業務用商品、直売店関連売上が大幅に減少。観光客や会合の減少に加え、移動制限や自粛ムードが消費減少の原因。

【食料品(蒲鉾製造業)】

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、人の集まりや外出の自粛で旅行客はもちろん県内の人の移動も少

なくなっており、売上が相当落ち込んだ。特に、空港や駅などは約60%、百貨店は約40%落ち込んだ。日配品においても、5%程落ち込んでいる。今後は資金繰りや原料・副資材の調達等が困難になるおそれがある。

【食料品(鰹節製造業)】

原料価格が昨年より低下してきたものの、消費が伸び悩んでいるため販売量が減少してきている。設備操業度も低下してきているにもかかわらず、雇用人員をそのまま抱えているため、業界は厳しい状況になってきている。

【食料品(菓子製造業)】

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、給食パンを取り扱う組合員やお土産品としてデパート等に卸している組合員も、イベントの自粛や人出がないため厳しいようである。また、子供がいる従業員も休んでいるため、人手も不足しがちである。

【食料品(茶製造業)】

共販実績は前年度売上対比86%(前年同月売上対比392%)

【大島紬織物製造業】

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、小売店の展示販売会はほぼ中止となった。また、4月から5月にかけて当面は予定がない。国は影響を受ける事業者を対象に支援しているが、我々の業界も非常に厳しい状況である。

【本場大島紬織物製造業】

3月の生産反数は308反となり、前年同月比-43反であった。



【木材・木製品】

原木素材並びに製材製品は昨夏以降伸び悩んでいたが、荷動きも販売価格も共に**低迷したまま年度末を迎えた**。消費増税や米中貿易摩擦などに起因して需要が抑制されたことに加え、第4四半期以降には新型コロナウイルスの影響が消費者心理に不安感を募らせていることから、**近年にない需要不振は長引くと考えられる**。

【木材・木製品】

住宅着工は年明けから減少し、製材製品の荷動きに逼迫感はない。スギ、ヒノキの丸太価格については、中国向け輸出が減少し、全体的に前年同期比で価格を下げている状況にあり、**弱保合い**となっている。製材各社とも製材品の生産在庫は確保しているものの、住宅着工が若干伸び悩んでいることから、**厳しい状況**となっている。また、プレカット業界についても例年に比べ、3月の受注は減少している。

【生コン製造業】

3月度の総出荷量は105,030立米(対前年比100.0%、うち官公需は48,218立米(同比119.7%)、民需56,812立米(同比87.8%))で官公需が**増加**、民需が**減少**となった。**増加した地域は8地域**(増加順に、甑島414.5%、屋久島272.7%、喜界島225.2%)で、**残り8地域が減少**(減少順に沖永良部64.4%、種子島64.8%、大隅68.6%)となった。なお、鹿児島地域は、対前年度比で官公需170.9%、

民需97.2%の合計112.1%となっている。

【コンクリート製品製造業】

3月度の合計出荷量は5,654トンの前年同月比94.4%で、**6ヶ月連続で前年度同月比を下回る結果**となった。該当したのは、鹿児島、姶良・伊佐、奄美地区であった。一方、南薩、出水・川薩、大隅、熊毛地区は上回った。3月度の受注は幾分増えているものの、当組合にて扱っているコンクリート製品の出荷は、今年度の公共工事予算に比例しておらず、累計では前年度を下回っている。今後の受注増に期待したい。

【鉄鋼・金属(機械金属工業)】

来年度の案件の見積り依頼が少ない。現在のところ、新型コロナウイルス感染拡大による直接的な影響はないが、**今後の動向に不安**を感じる。景気が後退し、一部の計画に影響ができるおそれがある。

【畳製造業】

引越しや移動におけるアパート等の貸家の畳替えがさほどなかった。また、国産畳表は**値上がり**状態にある。

【印刷業】

新型コロナウイルスの脅威が継続して社会を震撼させている。多くの業種からの受注産業である印刷産業は、2月、3月の不況が**今後更に深刻な状況**となって陥りかかることが予想される。地球規模の危機的状況が、早く収束の方向へ向かうよう、祈るばかりである。

非 製 造 業

【総合卸売業】

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、学校給食、外食関連の卸売業者の**売上が大幅に減少**している。また、外出自粛の影響で、自動車部品卸売も減収を余儀なくされている。中国からの製品や部品、原料の供給不足も継続し、機会損失も見られる。一方、スーパー・ヤマダ電機等においては、一部で中食需要が見られる。現時点で事態が収束する見通しが立たないことから、**今後の資金繰りを懸念する声**が聞かれる。

【水産物卸売業】

前年同月比で、数量が92.9%、販売金額が99.5%、販売単価が107.0%と堅調に推移した。一方で、主力商品である鰹は数量が一昨年水準まで落ち込み、また他魚種においても漁獲の減少が目立ったため、結果的に単価上昇が数字を押し上げた感がある。魚種によって数量及び単価の**乱高下**が激しい月となった。

【燃料小売業(LPガス協会)】

4月積み中東産の液化石油ガスはプロパンが230ドル

(前月比-200ドル)、石油化学原料のブタンは240ドル(前月比-240ドル)と**著しく下落**した。また、原油市況が新型コロナウイルスの感染拡大の影響で急落した。中国の需要は堅調であるものの、サウジアラビアの増産による需給の緩和等複数の要因が交錯したためと思われる。小売価格にも**大きな影響**が予想される。

【中古自動車販売業】

年間で一番の需要時期に入ったが、例年と比べると**来店客も少なく厳しい状況**である。新型コロナウイルスの影響もあり、来店客が減ってきている。今後が懸念されるため、早期の終息に期待したい。

【青果小売業】

前年同月比で111.0%で終えることができたものの、新型コロナウイルスの感染拡大により、**飲食店やホテル関係の納入がほぼなくなった**。一方で、量販店の売上が伸びていることから、外食需要が自宅での消費にシフトしていると考えられる。

5月1日より新型コロナウイルス感染症に係る融資制度が拡充されました

＼売上高の減少が5%以上ある事業者の皆さまにご利用いただけます／

(ご注意ください)

お申込みの際には、売上高等の減少について市町村長の認定書が必要となります。

なお、令和2年1月29日以降に、認定書を取得された方につきましては、原則、再度取得する必要はありません。

また、このほかにも新型コロナウイルス感染症の影響拡大により売上高等が減少している事業者の皆さまに対する融資制度をご用意しております。情報も日々更新されておりますので、最新情報は、当協会HP/LINEにてご確認ください。(掲載情報は5月1日時点のものです)

HP

LINE



鹿児島県信用保証協会

お問い合わせ
保証部 099-223-0271
経営支援部 099-223-0274

信用保証料率0%・貸付金利0%(3年間)の県融資制度

■制度名	新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金 (セーフティネット4号・5号保証、危機関連保証対応)
■保証限度	運転設備資金4,000万円のうち 3,000万円迄
■保証期間	10年 (うち、据置期間最大 5年間)
■保証料率	0.00% ■貸付利率(実質) 3年間0%

「利払い負担の軽減」を目的とした
借換えにもご利用が可能な制度です

【農業機械小売業】

農産物価格の低迷により、需要が落ちている。

【石油販売業】

原油価格はOPECプラスの協調減産が決裂したことから、需給バランスが崩れ、不安定化と不透明感を招き、難しい局面を迎える。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大による悪影響は日増しに膨らみ、視界不良の中で販売量は激減している。この窮状はどの業種でも同様であると感じるが、頼みの石油需要も暖冬の影響で鈍ったため、ダブルパンチとなった。

【鮮魚小売業】

新型コロナウイルスの影響でイベントが中止になり、休校措置、旅行客の減少、卒業式や歓送迎会の自粛等で外食の機会が減少し、納入をキャンセルされるところもあった。一方、内食が増加したことにより、量販店は来店客数が伸び、販売も昨年を上回っている。

【商店街(霧島市)】

2月の商店街売上は減少傾向であった。主だった行事等もなく、3月の消費の冷え込みは例年以上に増して厳しい状況だったようだ。小売業はもとより、飲食店においては休業や従業員の削減等を行い、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を強く感じざるを得ない。街を行き交う車や人の通行量にも顕著に表れている。事業所の資金繰り支援において、有利な貸付等もあるものの、先行きが見えない状況で借入を行うことに二の足を踏む事業所も多いようである。このままの状況が続くと1/3の事業者が廃業するのではないかという見方もある。

【商店街(姶良市)】

通りではシャッターを下ろした店舗が増えている。経営者が高齢になり、廃業したケースもあるようだ。引き継ぎ又は賃貸店舗への形態変更が可能になると良いのだが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響も大いに受けている。

【商店街(鹿児島市)】

再開発工事による通行量減少に加えて、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による外出自粛で、通行量及び買物客が大幅に減少している。客の来ない日もあり、飲食店においては、団体客のキャンセル等も散見される。当商店街は高齢者が多い地域であるため、高齢者の通行の減少が目立っている。

【サービス業(旅館業/県内)】

新型コロナウイルスの感染拡大の影響が非常に大きく、宿泊者数が落ち込んでいる。衛生管理に努め、安心安全にお客様をお迎えできるよう組合員でも協力しながら、日々取り組んでいる。施設利用を促進するための取り組みを行政とともに推進していくこととしている。

【測量設計業】

新型コロナウイルスについては、特に目立った影響はないが、不要不急の打ち合わせを自粛している。また、総会後の懇親会についても自粛する方向で動いている。4月から5月に講師依頼のあった研修会については、中止の連絡が入った。

【旅行業】

新型コロナウイルスの感染拡大の影響をともに受ける業界ということもあり、営業時間の短縮や休業に伴う職員の配置や休みの取り扱い、助成金の種類や手続き方法についての相談が増えており、先が見えないため不安が募るばかりである。5月に予定されていた小・中学校の修学旅行は、秋から冬にかけて移行されつつあるものの、国体も控えているため手配が難航しているようである。国の需要喚起策がどのタイミングで打ち出されるか動向を見守りつつ、スタートダッシュがきれるよう、今はまだ耐えながら準備をするしかない状況となっている。

【建築設計監理業】

年度末を迎え、現在設計を受注している事務所では業務の完了に追われている。一方で、1月以降、公共団体の設計委託業務の入札はほとんどない状況にある。例年、年度当初は設計の入札は行われ

ないことから、新たな業務受注は当分期待できないと思われる。

【自動車整備・車体整備業】

年度末に、運輸支局等の窓口混雑による新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に、車検の有効期間が伸長されたが、車検台数はそれなりに多かった。自動ブレーキ等の安全装置搭載車両の普及で、交通事故が減少傾向にある。また、4月から自賠責保険が値下げされることで、ユーザーにとって朗報だと思う。

【電気工事業】

年度末を迎え、官庁工事も一段落のようであるが、民間工事は鹿児島市内に大型物件が散見しており、現場労働者が手薄な現場もあるようだ。

【造園工事業】

3月の売上は、例年並みに推移した。公共機関発注の高木剪定、街路樹等維持管理業務委託、環境整備事業が年度末を迎えて契約満了になった。一方、新年度の契約・維持管理業務の入札も始まつた。令和2年度は、国体整備という特殊要因に目途がついたので、大きな変化はないと推測される。しかしながら、新型コロナウイルスの影響により民間経済が不調になると、そのしわ寄せで民間の発注が抑え込まれるので、造園業界にも大きな打撃につながるのではないかと危惧しているところである。

【管工事業】

年度内工期の工事が一段落したため、落ち着き感がみられる。新型コロナウイルスの影響により、2月中旬より各メーカーの住宅設備関連の製品の受注が停止している状況にあるが、これまでには大きな混乱は起きていないようである。新年度にあたり、既に発注されている工事もあることから、早期の改善を期待したい。

【建設業(鹿児島市)】

新型コロナウイルス感染防止のため、建設経理検定試験等の各種試験及び講習会が延期又は中止となっている。また、建設関連団体の総会シーズンに入るが、総会後の懇親会の開催が危ぶまれている。建設関係では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国外で生産しているトイレ等の建材・設備の部品の供給が滞っており、工期に影響が生じている。

【建設業(南さつま市)】

南薩地区(南さつま市、南九州市、枕崎市)の公共事業の発注額は、前年同月に比較し、わずかに減少したものの1年を通じて見れば微増となった。新型コロナウイルスの感染拡大の影響は、土木においてはほぼ影響は見られないが、建築においては住宅機器の納入が滞ってきている。

【建設業(曾於市)】

新型コロナウイルスの感染が爆発的に広がっており、我が町には感染者が確認されていないので安心している。ただし、感染者が確認された場合は工事中止の連絡が来ているため、今後が非常に心配である。

【貨物自動車運送業】

県下165運送事業者の燃料の購買動向は、前月と比較して95.56%の減少となり、前年同月と比較して93.62%の減少となった。

【運輸業(個人タクシー)】

新型コロナウイルスショックは我々運輸業のみならず、あらゆる業種に甚大な影響を与えており、日銀短観で示されたとおり、景況感は深刻な状況である。各種イベントの中止、観光客の減少、地域住民の外出自粛など運輸業界にとって過去経験のない事態となっており、出口の見えないトンネルに入っている。

【運輸・倉庫業】

雑貨便や一般貸切便の物量は少なかったが、生鮮品や食料品の荷動きは良かった。例年3月は物量が多く、車両が不足する状況にあるが、今年はそれほどではなかった。燃料価格が大幅に下がったことで、収支状況は良くなっている。

令和2年4月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額1,000万円以上・法的整理のみ)
株帝国データバンク 鹿児島支店

件数5件 負債総額8,200万円

[件数] 前年同月比増減なし [負債総額] 前年同月比76.2%減

ポイント

- ～負債総額が6カ月ぶりに1億円を割り込み低水準となる～
- ◆鹿児島県の4月の倒産件数は5件で、前月比6件減、前年同月と同数だった。また、負債総額は前月比、前年同月比ともに大幅減となり低水準だった。
- ◆主因別では5件全てが「販売不振」
- ◆業歴別、地域別での偏りはなかった。

鹿児島県の倒産推移(平成31年4月～令和2年4月)



【今後の見通し】

鹿児島県の4月の倒産件数は5件で、前月比6件減、前年同月と同数だった。負債総額については、1億円未満の小規模倒産のみだったため、前月比で3億6,200万円減、前年同月比で2億6,200万円減となった。なお、集計は法的整理のみを対象としているため、鹿児島県で初の新型コロナウイルス関連倒産となった(株)A(鹿児島県薩摩川内市、「割烹旅館」経営、事業停止、事後処理を弁護士に一任)は集計対象外となっている。

帝国データバンクが毎月行っている「TDB景気動向調査」によると、鹿児島県の4月の景気DIは28.4で、前月より5.1ポイント悪化した。3カ月連続で悪化しており、景気DIが30を切ったのは東日本大震災直後の2011年4月以来となった。業界別景気DIでは「その他」を除く9業界中、「農・林・水産」、「建設」、「不動産」、「製造」、「卸売」、「運輸・倉庫」、「サービス」の7業界が悪化となった。

4月30日に(株)九州経済研究所が発表した「県内景況」によると、「全体として急速に弱まっている」との判断を示した。生産活動では、電子部品関連で一部回復の兆しが見えるが、2月の焼酎生産

は6カ月連続、3月の紙パルプ生産は11カ月連続で前年を下回った。畜産関連では、3月の豚肉相場、ブロイラー(むね肉)、鶏卵相場は前年を上回ったが、3月の子牛出荷頭数、価格、肉用牛(和牛)枝肉価格が前年を下回った。消費関連では2月の百貨店・スーパー販売、専門量販店販売額は2カ月連続で上回ったが、近時の商業施設の休業や外出自粛の動きが急速に広がり百貨店などは厳しい状況となっている。3月のホテル・旅館宿泊客数は新型コロナウイルス感染拡大の影響で全ての地区からの入り込みが落ち込み、11カ月連続で前年を下回った。

4月の倒産件数、負債総額ともに低水準となった。鹿児島県では5月7日より接待を伴う飲食店など4業種を除き休業要請が解除されている。しかし、全国を対象に緊急事態宣言が延長されており、県をまたぐ移動が規制されるなど経済活動の本格的な再開は不透明な状況にあるなかで、新型コロナウイルス感染拡大が資金繰りのみならず事業意欲まで減退される恐れもあり、休業・廃業や倒産の件数増加に注視していく必要がある。

令和2年4月 主な企業倒産状況(法的整理のみ)

企業名	業種	負債総額 (百万円)	資本金 (千円)	所在地	態様
(有)C	医薬品小売	10	3,000	鹿児島市	破産
(株)K	内装工事	42	500	鹿児島市	破産
(株)M	通信販売	10	3,000	北薩地区	破産
(有)K	商店経営	10	300	大島郡地区	破産
【個人】	一般貨物自動車運送	10	—	大隅地区	破産

*主因別では、「販売不振」5件。

第65回中央会通常総会

令和2年6月8日(月)15:00~

城山ホテル鹿児島

※新型コロナウイルス感染防止の観点から規模を縮小して開催する予定です。会員の皆様には可能な限り書面議決書での参加にご協力ください。

表紙・本文中で登場する
ぐりぶー&さくらとその子供達は
鹿児島県のPRキャラクターです♪

©鹿児島県ぐりぶー・さくら#811



祝

栄えある受章を心よりお慶び申し上げます

令和2年春の叙勲・褒章受章者が発表され、組合関係では、以下の方々が受章の栄に浴されました。心よりお慶び申し上げますとともに、今後ますますのご活躍を祈念申し上げます。

- 黄綬褒章 山崎 洋 様 鹿児島県防水工事業協同組合 理事長(鹿児島県中央会 理事)
- 旭日小綬章 森 俊英 様 元南日本銀行 頭取(鹿児島県中央会 理事)
- 旭日小綬章 山元 浩義 様 川内酒造協同組合 理事長
- 旭日双光章 下津 春美 様 協同組合鹿児島ウッディホームビルダー協会 理事長(鹿児島県中央会 理事)
- 旭日双光章 吉村 勉 様 鹿児島県食肉生活衛生同業組合 副理事長
鹿児島県食肉事業協同組合連合会 副会長

連携情報課 主事

やまさき ひろき
山崎 弘樹



前職では住宅資材の営業マンとして約7年間、従事してまいりました。中小企業の皆様を支援し、鹿児島を更に元気にしていきます。精一杯頑張りますので、よろしくお願い致します。

組織振興課 主事

ふじもと けいた
藤元 啓太

これまでの営業という職種の経験を活かし、県内事業者様のお力添えができるよう頑張ります。至らぬ点等が多々あるかと思いますが、ご指導よろしくお願ひ致します。



〔© K.P.V.B〕

今月の表紙

高峰つつじヶ丘公園（垂水市）

高峰つつじヶ丘公園は春のつつじをシンボルとする標高550メートルの公園です。公園の名前にもなっている花の名前は「サツツジ」といい、この峠一帯に自生しています。例年4月下旬から5月初旬にかけては、山肌を赤やピンク色で鮮やかに染め、多くの花見客で賑わいます。

ハイキングコースとしても絶好な環境で、標高722mの山頂には展望所があり、霧島連山や志布志湾、高隈の山々、錦江湾と桜島など360度の大パノラマで来園者を楽しませてくれます。



中小企業かごしま 2020.5

商工中金は、国とともに、 中小企業をサポートする公的金融機関です。

特長 その① 長期的な視点で
安定したお取引

特長 その② 中小企業の経営課題に対応する
総合的な支援

特長 その③ 全国と海外のネットワークで
ビジネスをサポート

特長 その④ 協調と連携で
地域経済の活性化の力に

商工中金

本店 東京都中央区八重洲2-10-17
www.shokochukin.co.jp/

鹿児島支店 099(223)4101

〒892-0847 鹿児島市西千石町 17-24



個人のお客さま向けの定期預金です。

高めの金利設定(当金庫内比較)

固定金利の半年複利(元本保証)

1年、2年、3年から期間が選べる

安心、確実、お得に増やす//

マイハイペスト

お役立てください県共済



- ❖ 火災共済（地震危険補償特約）
- ❖ 休業対応応援共済
- ❖ 自動車事故費用共済（まごころ共済）
- ❖ 生命傷害共済
- ❖ 医療総合保障共済・傷害総合保障共済
- ❖ 自動車総合共済（M A P）



鹿児島県火災共済協同組合

理事長 小 正 芳 史

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号（県産業会館5階）
<http://www.synapse.ne.jp/kenkyosai>

TEL:099(225)4218
FAX:099(227)3595

NEW!

平成29年7月 制度スタート!

中央会のビジネス総合保険制度

(事業活動を取り巻く様々なリスクから)
会員事業者をおまもりします!



特長 1 中央会のスケールメリットによる割安な保険料水準

特長 2 会員事業者を取り巻くリスクに対する補償のモレ・ダブリを解消し、一本化してご加入

特長 3 賠償責任(PL、リコール、情報漏えい、施設・事業遂行等)リスクを総合的に補償

特長 4 事業休業補償により災害に遭った際の事業継続のための資金を確保



引受保険会社で補償内容およびラインナップが異なります。保険の内容の詳細は各引受保険会社が作成するパンフレット等をご確認ください。

【制度運営】

全国中小企業団体中央会

【お問い合わせ先】

鹿児島県中小企業団体中央会

〒892-0821 鹿児島県鹿児島市名山町9番1号5階
TEL: 099-222-9258 FAX: 099-225-2904

【引受保険会社(中小企業PL保険等既存制度の取扱件数順)】

東京海上日動火災保険株式会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

三井住友海上火災保険株式会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

●この広告は全国中小企業団体中央会が作成したものです。

●この広告はビジネス総合保険制度の概要を示したもので、保険の内容の詳細は引受保険会社が作成する約款、「パンフレット兼重要事項説明書」をご確認ください。

発行所／鹿児島県中小企業団体中央会

鹿児島県鹿児島市名山町9番1号 〒892-0821 電話: 099-222-9258 FAX: 099-225-2904

発行人／小正芳史 印刷所／株式会社イースト朝日

電話: 099-266-5522 FAX: 099-266-5523